

# 知的障害者の安全意識の養成に関する研究

2000年3月

日本障害者雇用促進協会  
障害者職業総合センター

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

# ま え が き

障害者職業総合センターでは平成3年の設立以来、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、我が国における職業リハビリテーションサービス機関の中核として、職業リハビリテーションに関する調査研究をはじめとして、様々な研究業務に取り組んできています。

当センター評価・相談研究部門では平成9年度、10年度に「知的障害者の安全意識の養成に関する研究」を行いました。ここでは、主として職業前訓練の場での知的障害者に対する労働安全教育の方法等を検討し、本報告書にまとめるとともに、その成果を別冊の「職業前訓練における知的障害者の労働安全教育マニュアル（案）」に取りまとめました。

研究を進めるに際しては、いろいろな方に多大のご協力を賜りました。ここに厚く感謝申し上げます。

この報告書がたくさんの方々に活用され、我が国における職業リハビリテーションをさらに前進させるための一助になれば幸いです。

2000年3月

日本障害者雇用促進協会  
障害者職業総合センター  
研究主幹 後藤 憲 夫

## 研究担当者

* 藤原 桂	障害者職業総合センター評価・相談研究部門研究員
谷 素子	〃 総括研究員
梅永 雄二	〃 研究員（平成9年度）

\* 執筆担当

## 謝 辞

本研究を進めるにあたり、障害者職業総合センター職業センターの職業準備訓練受講者の方々及び職業センターの職員の方々には調査等にご協力戴きました。

また、本研究を進めるために設置した知的障害者安全教育研究会に参加戴いた株式会社 PRC 太郎良譲二様、千葉県立市原養護学校教員 櫻井千鶴子先生、東京障害者職業能力開発校 小川恵久先生、地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラーの方々には、それぞれ専門的な立場からご意見を戴きました。

労働安全コンサルタントの平岡昭三先生、(社)全国重度障害者雇用事業所協会の職員の方々、中央労働災害防止協会の職員の方々、労働省労働基準局の職員の方々、株式会社ジェイアイシー 顧定康様、千葉県袖ヶ浦福祉センター 杉浦弘様、職業能力開発大学校 和田正毅先生、精神薄弱者更生施設にじの家 本多勝子様には親切にご助言、ご協力戴きました。

訪問ヒアリングに快く協力して下さった事業所の方々、障害者職業能力開発施設及び養護学校の先生方には大変お世話になりました。また、業務多忙の中アンケート調査に協力戴いた地域障害者職業センターの方々からは、貴重なご意見を数多く戴きました。

以上の方々には心よりお礼申し上げます。

(所属及び職名は全て当時のものです)

# 目 次

概 要 .....	1
第1章 研究の視点	
第1節 研究の意義 .....	3
第2節 研究過程について .....	5
第2章 労働安全の考え方	
第1節 労働安全衛生法 .....	6
第2節 「事故」と「災害」 .....	6
第3節 「危険」と「安全」 .....	8
第4節 労働災害の発生原因 .....	8
第5節 労働安全教育の考え方 .....	12
第3章 事業所等へのヒアリング調査	
第1節 事業所へのヒアリング調査 .....	15
第2節 養護学校へのヒアリング調査 .....	26
第3節 障害者の職業能力開発施設へのヒアリング調査 .....	30
第4章 地域センターに対する調査	
第1節 調査の目的と方法 .....	38
第2節 結果と考察 .....	39
第3節 調査のまとめ .....	47
第5章 職業前訓練における知的障害者の労働安全教育の内容に関する検討	
第1節 労働安全教育の内容を考える上での条件 .....	48
第2節 一般的な労働安全教育の内容から .....	48
第3節 ヒアリング調査の結果から .....	54
第4節 地域センターに対する調査の結果から .....	56
第5節 知的障害者の労働安全教育の内容について .....	57

第6章 知的障害者の労働安全教育の指導方法に関する検討	
第1節 危険予知訓練の適用可能性に関する検討	60
第2節 荷物の取り扱い方に関する指導方法等の検討	68
第7章 知的障害者の安全意識に関する検討	
第1節 調査の趣旨及び調査の対象者	74
第2節 安全標識類の理解	75
第3節 不安全状態等に対する判断	80
第4節 作業時の服装に関する意識	84
第8章 知的障害者の労働安全教育マニュアル（案）の作成	
第1節 作成上の留意点	87
第2節 マニュアル（案）の構成及び内容	88
第9章 研究のまとめ及び今後の課題	92
引用文献・参考文献	95
資料1 危険予知訓練について	97
資料2 「職業準備訓練における知的障害者の労働安全教育に関する アンケート」調査用紙	99
資料3 「職業準備訓練における知的障害者の労働安全教育に関する アンケート調査」の結果における自由記述回答	102

# 概 要

本研究では一般の職業訓練や職場において従来から重視され蓄積されてきた安全教育、指導に関する知見を応用しながら、職業準備訓練等の職業前訓練の場において実施できる知的障害者の労働安全のための訓練内容及びその方法を検討した。

第1章では本研究の視点を示した。従来から雇用されている知的障害者の多くは製造業を中心とした産業分野で就労しており、製造業の中の労働災害の発生率と、その業種で就労している知的障害者の人数を比較してみても、知的障害者の労働災害を防ぐための労働安全教育を就職前の段階で行っておく必要性が認められる。また、知的障害者の雇用にあたって、労働安全面での不安を抱える事業主は多いため、就職前に知的障害者に対して労働安全のための指導を行うことは、知的障害者の雇用に際して事業主が持つ不安感を軽減できるという効果も期待される。

第2章においては知的障害者の労働安全教育を考える上で必要と思われる、労働安全に関する一般的な知識について整理した。我が国では、労働安全衛生法により労働安全に関する事業者の責任が定められており、従業員の労働安全教育は事業者の責任において行われることになっている。それらの内容や労働安全に関係する用語の説明、労働災害の発生の仕方、労働安全教育等の考え方について概観した。

第3章においては、知的障害者を雇用する事業所、知的障害者に対して職業指導を行っている施設（養護学校及び知的障害者の職業能力開発施設）を訪問し、知的障害者に対する労働安全に関係した指導内容や意見等を聴取した結果をまとめた。特に事業所への調査では、知的障害者の従業員において発生した職場内でのけが等の事例についても聴取した結果を示した。

事業所においては、整理整頓をはじめとした一般的な指導の他に、機械との接触の危険性に気をつけている状況が多く見られ、作業設備の改造等によって安全化を図る一方で、特に知的障害者の従業員が自分の作業とは関係ない機械類には触らないように指導を行っている事業所が多かった。また知的障害者については、雇用したはじめの頃よりも、むしろある程度時間が経過し、作業に慣れてきた頃に危ない行動等をしないように気をつける必要がある、といった示唆的な意見も聞かれた。養護学校では、職業指導の中心は「作業学習」である。ここでは縫製や木工等の具体的な作業を通してその中で安全に関する指導が行われていた。作業手順を指導した通りにきちんと守る生徒は安全についても理解出来ること、知的障害者は危ないもの知らずに成長した者が多い、などの意見が聞かれた。能力開発施設においては、金属加工、木工、縫製等の各作業科目の中で、その作業を安全に行うためにはどうすればいいのか、という具体的な技能習得の中での安全に関する指導が中心であった。このような内容の安全指導は、職業前訓練の場面では適さないが、訓練生を含めた訓練施設の点検、作業時の服装に関する指導等は参考に出来るものである。

第4章においては、日本障害者雇用促進協会が運営する地域障害者職業センター（以下「地域センター」という）に対して、地域センターが実施している職業準備訓練での労働安全に関する指導内容等について

てアンケート調査を行った結果をまとめた。職業準備訓練においては実際に指導する頻度が最も多く、また必要とされている指導内容は、作業等で使用する道具、工具類等の使い方に関するものであった。

第5章においては、職業前訓練における知的障害者の労働安全教育の内容をマニュアル化する上での、指導項目等について検討した結果について述べた。マニュアルを作成するためには、まず、どのような内容について指導を行うのか、その指導項目等を絞り込んでおく必要がある。そこで本研究を円滑に進めるために設置した「知的障害者安全教育研究会」の中で検討した結果を示した。その結果①作業手順、②不安全行動の防止、③指示・報告、④作業時の服装、⑤整理整頓、⑥手工具の使い方、⑦取扱運搬、⑧安全標識、⑨指差呼称、⑩危険予知訓練、の10項目を基本とすることが適当と考えられた。

第6章においては、第5章で検討した指導事項の中で、具体的に指導を行いその中で知的障害者に対して指導を行う上での方法や留意点等について検討した結果を示した。ここでは特に危険予知訓練、及び取扱運搬に関する指導方法を検討するために、実際に指導を行った結果を示した。危険予知訓練に関しては、危険箇所の指摘は行うことが出来るものの、より本質的な危険性について考えるといったことが難しく実施方法について検討を行う必要性が示唆された。また取扱運搬に関しては指導を行うことで、多くの知的障害者は概ね正しい動作を覚えることは出来るが、身体の硬さや不器用さなどから個別指導を中心に行う必要性が示された。

第7章においては、第5章で検討した指導事項について、知的障害者に指導を行う上で必要と考えられる基礎的な資料の収集を目的として、知的障害者を対象に行った調査の結果を示した。実施した項目は、①安全標識類の理解、②不安全状態等に対する判断、③作業時の服装に関する意識、について調査を行った。安全標識については、「危険」「注意」「禁止」の基本的な標識に対してはかなり理解されていたが、これらの文字が読めるから必ずしも標識の意味が理解されているとは限らないなどの指導上の留意点が明らかとなった。不安全状態に対する判断については、工場内での不安全状態に対する危険意識を調査した。一般大学生に対して行った同じ調査の結果と比較して、知的障害者は物の置き方や位置に関する危険性に気付きにくいことが明らかとなった。同様に、作業時の服装に関しても、知的障害者は一般大学生に比べて服装の乱れによる危険性を意識しにくいことが示された。

第8章においては、研究過程で得た各種の資料を、職業前訓練における知的障害者の労働安全教育マニュアルとしてまとめる上での構想等について記述した。マニュアルは、第5章で述べた各指導事項を基本としている。その構成として、各指導事項を一つのまとまったプログラムとして組み合わせるのではなく、別々に独立した項目として編成すること、絵図等を多用することなどを考慮した。

第9章においては今後の研究の展望について述べた。知的障害者の労働安全は大切な問題であるが、本研究は、実際の事業所での知的障害者の安全管理のあり方について明らかにしたわけではなく、今後、より総合的な観点からの研究が望まれる。また、知的障害者の安全意識等の評価方法の問題に関しても今後の研究が望まれる。

# 第1章 研究の視点

## 第1節 研究の意義

表1-1は産業別の労働災害の発生状況（休業4日以上）と、同様の業種における知的障害者の就労状況を示す。表1-1において、「年千人率」とは、事業所や業種の安全成績を評価し比較するために使用されている指標である。これは労働者1000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので次の式で示される（中央労働災害防止協会，1994）。

$$\text{年千人率} = (\text{1年間の死傷者数} / \text{1年間の平均労働者数}) \times 1,000$$

表1-1 産業別死傷者年千人率及び産業別知的障害者就労状況

産業別死傷者年千人率（休業4日以上）*			産業別知的障害者就労状況（抜粋）**	
産 業	業	年千人率（人）	産 業	知的障害者数（百人）
鉱 業	業	18.5	鉱 業	1（0%）
建 設 業	業	7.2	建 設 業	36（6%）
製 造 業			製 造 業	
木 材 ・ 木 製 品		12.3	木 材 ・ 木 製 品	67（11%）
金 属 製 品		8.5	金 属 製 品	20（3%）
窯 業 ・ 土 石 製 品		7.5	窯 業 ・ 土 石 製 品	17（3%）
食 料 品		4.4	食 料 品	57（10%）
非 鉄 金 属 精 錬		4.2	非 鉄 金 属 精 錬	25（4%）
一 般 機 械		3.8	一 般 機 械	17（3%）
パ ル プ ・ 紙		3.7	パ ル プ ・ 紙	25（4%）
織 維 ・ 織 維 製 品		3.0	織 維 ・ 織 維 製 品	49（8%）
輸 送 用 機 械		2.3	輸 送 用 機 械	15（3%）
電 機 機 械		0.9	電 機 機 械	36（6%）
精 密 機 械		0.8	精 密 機 械	2（0%）
印 刷 製 本		2.0	印 刷 製 本	12（2%）
電機・ガス・水道・熱供給		0.5	電機・ガス・水道・熱供給	0（0%）

\* 中央労働災害防止協会（1997）

\*\* 障害者職業総合センター（1996）

表1-1においては中央労働災害防止協会（1997）による平成9年度の各産業における労働災害の年千人率と障害者職業総合センター（1996）による知的障害者の産業別就労者数を表示してある（知的障害者数は全体数6万人の中からの抜粋であり合計は6万にはならない）。



表1-1において、各資料の産業の分類の仕方が製造業において若干異なるため、本来は単純に対照することは出来ないが、製造物の内容等は類似していると考えられるため、例えば産業別死傷者年千人率の「繊維・繊維製品」と産業別知的障害者就労状況の「繊維・衣服」は類似した業務内容として考えることが可能と思われる。表1-1を参考にすると、年千人率が比較的高い産業としては、「鉱業」(18.5)があり、続いて「木材・木製品」(12.3)、「金属製品」(8.5)、「窯業土石製品」(7.5)、「建設業」(7.2)などとなっている。年千人率は、相対的な数値であり、一定の基準に基づいて、高い、あるいは低いといった評価は本来は出来ないものであるが、例えば年千人率が10人を越えている業種(100人の従業員につき年間1人以上の死傷者が発生する業種)は「鉱業」と「木材・木製品」であり、産業別知的障害者就労状況でこれに対応するものとしては「鉱業」と「木材・家具」である。そして、この2つの業種で就労している知的障害者は全体の約11%にあたる。さらに、年千人率が5人以上の業種(200人の従業員につき年間1人以上の死傷者が発生する業種)では「鉱業」「木材・木製品」に加え、「建設業」「金属製品」「窯業・土石製品」がある。産業別知的障害者就労状況では「鉱業」「木材・家具」「建設業」「金属製品」「窯業・土石製品」が対応するものと考え、これらの5つの産業で就労している知的障害者全体の約23%が含まれることになる。年間200人に一人以上の割合で死傷者が発生するという事は、災害の発生率としては低い数値とは考えられず、またそのような産業分野において、事業所で就労している知的障害者全体の1/4近くの者が就労している状況が窺われる。このことから事業所で就労している知的障害者の中にも、労働災害等の危険性に少なからずさらされている者が存在している可能性が考えられる。

日本障害者雇用促進協会が運営する地域センターでは、職場における基本的マナーや働く上で必要な基本的労働習慣の習得を目的として「職業準備訓練」を行っている。同訓練においても危険への対応は訓練目標の一つであり、訓練後の総合評価表項目には「危険への配慮」という評価項目が含まれている(日本障害者雇用促進協会,1995)。しかし、知的障害者に対する安全意識の養成方法等については必ずしも具体的となっていないため、その方法について検討する必要がある。

知的障害者の労働安全に関しては、雇用する側としての事業所においても重要な事項となっている。(社)全国重度障害者雇用事業所協会が会員企業に対して行った調査によると、各事業所が知的障害者の教育訓練上の留意事項として挙げているものとして、最も多かったものは「安全面」に関する事項となっている(労働省・日本障害者雇用促進協会,1993)。この結果について、「一般に障害者の場合、それぞれの障害内容によって作業活動や日常行動の面で制約のある場合が多いから、産業安全面での教育や配慮はとりわけ重要である」としている。また、横浜市福祉局(1995)は無作為に抽出した企業3,500社に対して「障害者の雇用に関する企業意向調査」を行っている。その結果によると「知的障害者を雇用しない理由」という質問項目に対して、回答のあった企業1680社のうち45.4%が「安全管理が困難」という理由を挙げている。このようなところから、知的障害者に対して、就職前の訓練の段階で労働安全教育を実施することは、雇用に際して事業主が抱く安全面の不安を軽減することにつながるものと考えることが出来る。

労働安全教育については企業はもちろん、職業能力開発施設等でも従来から行われており、本研究においては、これらの一般的に行われている労働安全のための教育手法を取り入れつつ、主として職業前訓練の場における知的障害者を対象とした労働安全に関する意識の養成方法等を明らかにすることを目的とし、その成果をもとに知的障害者に対する労働安全教育の指導マニュアル（案）を作成することとした。

## 第2節 研究過程について

本研究の過程は大まかに2つに分けて考えることが出来る。その一つは職業前訓練の場における労働安全教育の内容をどのように考えるかということである。職業前訓練は特定の技能等を身につけるための職業訓練と異なり、就職した際に一般的に必要とされる基本的な労働習慣の体得を目的とした訓練であることから、通常は、訓練終了後はどのような業種、職種に就職することになるかは未定の状態で行われるものである。このような性質の訓練の場において適切と考えられる労働安全教育の内容を検討することが必要である。

もう一つの研究過程としては、知的障害者に対して労働安全教育を行う場合の指導方法等について把握することが必要である。これは、知的障害者に対する労働安全教育の方法等が、一般健常者に対して行われるものと同じで良いのかどうか、異なるとしたらどのような点が異なるのか、という視点からの検討を行うことである。

職業前訓練の場に適した労働安全教育の内容と、知的障害者に対して労働安全教育を行う際の指導方法等を合わせて検討することによって、知的障害者の安全意識の養成方法を考案することが出来るものとする。

以上の構想に従って、まず職業前訓練の場における労働安全教育の内容に関しては、事業所等で従来から行われている労働安全教育等の内容について資料を収集することが必要と考えられる。そのためには、労働安全教育の基本となる一般的な労働安全に関する知見の整理や、事業所あるいは知的障害者の訓練施設等で行われている具体的な労働安全教育の内容に関する調査も必要と考えられる。

知的障害者の労働安全教育の内容等について検討するためには、事業所あるいは訓練施設等への調査によっても参考資料を収集することが可能である。しかし、それ以外に、知的障害者の安全意識等の状況がどのようになっているのかについての基礎的な資料を収集し、これを踏まえて労働安全教育の内容等を検討することも必要と考えられる。また、知的障害者に対して労働安全教育を行う際には、障害の特性を考慮して、その指導方法等を工夫する必要もあると考えられる。そのため、実際に知的障害者に対して労働安全教育を行う中で、その指導方法等を修正あるいは検討することが必要である。

この他、研究過程で収集した資料の検討や解釈等の作業を目的として、「知的障害者安全教育研究会（以下「研究会」という）」を設置することとした。